

### 3.2.2 表現形

本モデルで定義する 2 番目の実体は、表現形すなわち英数字による表記、記譜、振付け、音響、画像、物、運動等の形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現である。

表現形は、著作が「実現される」ごとに生じる特定の知的・芸術的形式である。たとえば、表現形には、テキスト形式で著作の実現から生まれる特定の語、文、パラグラフ等や、音楽著作の実現から生まれる特定の音響やフレージング等が含まれる。しかしながら、表現形の範囲を定義する場合には、それ自体が著作の知的・芸術的実現にとって必須ではない書体やページのレイアウトのような物理的形式の側面は除外している。表現形が、挿図、注、注釈等のような、著作の知的・芸術的実現にとって必須ではない増加部分 (augmentation) を伴う場合には、そのような増加部分はそれ自身独立した著作の独立した表現形であるとみなす。このような増加部分は、独立したものとして書誌的に区別することを必要とするほどに重要なものとみなすことができる場合もそうでない場合もある。

表現形の形式は表現形固有の特性であるため、形式の変更（例：英数字による表記から話し言葉への変更）は、どのような場合も新たな表現形を生み出す結果となる。同様に、著作を表現するために用いられる知的慣習や手段の変更（例：ある言語から他の言語への翻訳）は、新たな表現形を生み出す結果となる。テキストが改訂され修正される場合、結果として生まれる表現形は新たな表現形とみなす。綴りや句読点の修正のような小さな変更は同一表現形のなかの相違とみなすことができる。

#### 例

著作 1 : Ellwanger の Tennis--bis zum Turnierspieler

表現形 1 : ドイツ語の原テキスト

表現形 2 : Wendy Gill による英訳

...

著作 1 : Franz Schubert の Trout quintet

表現形 1 : 作曲家の自筆楽譜

表現形 2: ピアノ Rosina Lheviennne、コントラバス Stuart Sankey および Juilliard  
弦楽四重奏団のメンバーにより演奏された音楽著作

表現形 3 : ピアノ Jörg Demus、Collegium Aureum のメンバーにより演奏された  
音楽著作

表現形 4 : ピアノ Emanuel Ax、Guarneri 弦楽四重奏団のメンバーおよびコント

ラバス Julius Levine により演奏された音楽著作

...

本モデルで**表現形**を実体として定義することは、同一**著作**の一つの実現ともう一つの実現との間に存在することがある知的・芸術的内容の相違を示す手段をわれわれに提供する。実体として定義する**表現形**によって、**著作**の特定の実現がもつ知的・芸術的属性を記述し、それらの属性の相違によって、知的・芸術的内容の相違を知らせることができる。

また、**表現形**を実体として定義することにより、ある**著作**について特定の**表現形**間の関連を示すことができるようになる。たとえば、翻訳の底本となった特定のテキストや楽曲の演奏に使用する特定の総譜を識別するために、**表現形**と呼ぶ実体を利用することができる。

一つの**体現形**のなかで具体化されている知的・芸術的内容が、もう一つの**体現形**のなかで具体化されているものと実際にまたは実質上同一であることを示すためにも、**表現形**として定義する実体を利用することができる。物理的な具体化が異なり、その異なった**体現形**の属性が両者の内容が類似している事実を曖昧にしているとしても、この二つの**体現形**が同一の知的・芸術的内容を具体化しているのであれば、**表現形**として定義する実体を通して共通のリンクを張ることができる。

実用レベルにおいて、**著作**の異なる**表現形**どうしをどの程度まで書誌的に区別するかは、ある程度までは**著作**自体の性質や、予想される利用者ニーズや、カタログが記述する**体現形**から無理なく見分けることが期待できる事項にかかわっているであろう。**表現形**の形式の相違（例：楽譜形式の**表現形**と同一**著作**の録音形式の**表現形**との間の相違）は、**著作**自体の性質がいかなるものであろうと、通常、その相違は書誌レコードに反映されるであろう。同一形式の異なる**表現形**（例：あるテキストの改訂版）が、異なる**表現形**として間接的に識別されることが多いのは、**表現形**を具体化している**体現形**を識別するのに用いられる属性（例：版表示）に関連するデータによって、その相違が明らかとなるためである。**表現形**のより詳細な分析・比較からのみ明らかとなる相違（例：シェイクスピアのハムレットのいくつかの初期テキスト間の相違）は、**著作**の性質や名声がこのような分析を正当化し、その区別が利用者にとって重要であることが期待される場合にのみ、そのデータに反映されることになるであろう。

実質的に同一の**表現形**のなかの相違（例えば、ハンド・プレス製作の場合の同一版の二つの異刷の間に認められる軽微な相違）は通常は無視されるが、専門的な目録の場合には、**体現形**に対する書誌レコードのなかの注記として反映されることがある。しかしながら、

本モデルを適用するいくつかの場合（例えば、稀少な写本の初期テキスト）には、それぞれの相違は異なる**表現形**であるとみなすことができる。